

# 京都妙頭寺所藏講式声明について

——『宗祖四百五十遠忌式』を中心にして——

下 宮 高 純

講式は日本語による仏教歌謡の一ジャンルであり、仏・菩薩の功德や教法、また祖師・高僧の行蹟をシラビック(1)に講讀する声明である。元來、「何何講式」と称する作品は多くある。(2)講式の成立は古く、およそ平安中期まで遡り、永観律師(天永二・一一一年没・七九歳)作の『往生講式』がその濫觴で、以後、講式のもつ旋律・構造・規格などは皆これに準じたという。(3)講式は主として真言・天台の両宗で重んじられているが日蓮宗においても両宗の影響を受けて講式が作成されるようになった。(4)現在、京都・妙頭寺には次の五点の講式が存在する。その名称と奥書を列記する。

(一)『法華講式』(5)

天和三<sup>癸亥</sup>年臘月七日 写朱点譜墨記 法音院什書

厭脱誌

(二)『舍利講式』(6)

大林院日光<sup>花押</sup>

(三)『舍利講式』・『像師講式』(合本)

宝曆八<sup>戊寅</sup> 舍十一月下瀬辰 久本院現住日徳 書写

之納置

(四)『宗祖四百五十遠忌式』

享保十六<sup>辛亥</sup> 歳祖師四百五十遠忌法用<sup>イニ</sup>節登高座 大

林院日光

以上五点のうち、(二)『舍利講式』と(三)『舍利講式』は同一名称・同一寺院所藏の講式でありながら、内容的関連性を見出すことができず、また(三)『舍利講式』と『像師講式』は同一の卷子本に書かれた講式である。本稿では

四『宗祖四百五十遠忌式』についての紹介と若干の検討を加え、他四点の講式の検討は後日に譲りたいと思う。

この『宗祖四百五十遠忌式』は、その名称・奥書を見ても判るように、享保十六年（一七三一）は宗祖の四百五十遠忌に当る。身延・久遠寺では「法華十講」・「十種供養」が修せられ、京都・本圀寺では大法会が修せられた（<sup>①</sup>）のに並行して、妙顕寺においてもこの講式が修せられ、大林院日光（生没不詳）が法要登高座の節に作成したものであると推定できる。大林院日光が如何なる人かは不明である。この『宗祖四百五十遠忌式』は、敬テ久遠実成ノ釈迦牟尼如来宝浄世界ノ多宝善逝惣シテハ法華経中ノ一切ノ三宝ニ言テ白ク。夫当会元祖大菩薩者塵点五百ノ嫡弟末法ノ大導師上行菩薩ノ再誕ナリ

### 『宗祖四百五十遠忌式』

- (1) 第一二受持読誦ヲ述ト者。
- (2) 夫一代ノ諸教仏界平等ナリト雖トモ或ハ安養ヲ勸メ或ハ知足ヲ望ム。
- (3) 是但權教權門ノ芸テ正像ニ時ノ化導ナリ。
- (4) 爰ニ受持法華名者福不可量ト説キ、後五百歳ノ我等妙

と敬白段を起して、第一段に受持読誦の功德を述べ、第二段に宗祖四百五十遠忌報恩謝徳の回向発願を致すという二段構成の講式となっている。しかし、この講式は『宗祖四百五十遠忌式』としてのオリジナルな作品ではなく、以下に試みる考察により、実は(一)『法華講式』の第三段―叙三種妙行の段と、(二)『舍利講式』の第三段―致廻向発願の段を底本とし、『宗祖四百五十遠忌式』として改変、導入したものであった。ここに『宗祖四百五十遠忌式』と、これに比較すべき諸講式の関連文を掲げる。なお、敬白段は日蓮宗の講式は勿論、他宗の種々の講式でも大体同じ構造を持つため、ここでは省略する。また、「甲」「乙」「重」「宮」「微」などの音楽用語は、本稿に直接の関係がないのでここでは省略する。

### 『法華講式』

- (1) 第三叙三種妙行者夫初受持者
- (2) 一代諸教中或勸安養、或勸知足、
- (3) 是且權教權門施設也
- (4) 經云受持法華名者福不可量、云云。後五百歳我等衆生法

ノ良薬ニ非スンハ罪業深重ノ病ノ甚タ治シ難シ

(5) 是ヲ以テ崑崙山ニ登ル貧人ハ明珠ヲ踏ミ、旃檀ノ林ニ  
入盲者ハ簷蔔ヲ取り、一乗ノ砌リニ来ル惡人ハ善人ト  
成リ、妙法ノ莖ニ望ム。

(6) 闍提ハ仏種ニ預カル刹那モ耳ニ触レハ当来ノ道□定  
ス。

(7) 若有聞法者無一不成仏馮ムベシ。

(8) 中カン就クニ誰ノ惡人カ成仏ノ望ヲ絶タン。

(9) 何ノ女人カ得道ノ障ヲ歎カサラン。

(10) 故ニ一実円経ヲ誦シ、己心ノ高広ヲ觀シ、円融万徳唯  
我一心ニアリ。

(11) 六塵ノ実相ヲ窮メ妙法ノ文字ヲ見ル。

(12) 果海ノ勝用垂露ノ一点浮フ。

(13) 昔ノ法辰令者法華ヲ誦セシカハ毎日天童下テ井露ヲ以  
テ供養シ、古シヘノ国子陵ハ法華ヲ誦セシカハ普賢白  
象ニ乗テ来ルヲ見、位六根淨ニ叶ヘリ。

(14) 誰カ信心ヲ致ササラン。

(15) 誰カ人法ヲ尊マサラン乎。

(16) 仍テ大衆同音ニ首題ヲ唱ヘ礼拝ヲ行スヘシ。

(17) 第二二回向発願ヲ致スト者、今日ノ所修及百味ノ飲食

自レ非ニ妙法ニ争得ニ解脱ニ (8) へ続く

(8) 何惡人絶ニ成仏ノ望ニ

(9) 何女人歎ニ得道ノ障ニ

(10) 依レ之誦ニ一実円経ヲ達ニ己心ノ高広ニ (12) へ続く

(12) 浮フ一点垂露ニ湛ニ果海勝用ニ。 (以上『法華講式』)

『舍利講式』

(17) 第三致ニ廻向発願ニ者以今日ノ所修及三際善根ニ廻ニ向衆

ヲ以テ日蓮大菩薩ニ回向シテ共ニ仏道ヲ成セン。

(18) 夫三界ノ牢獄ハ患累絶ル<sub>レ</sub>無<sub>ウ</sub>八苦ヲ愛海ハ厭離シテ  
余リ有リ。

(19) 惡ノ上ニ重テ惡ヲ増シ苦ノ中ニ弥ヨ苦ヲ添フ。未來永  
々タリ。出離何ノ日ソ。

(20) 中<sub>レ</sub>就クニ人ハ旃檀ノ種ヨリモ生セス。

(21) 必ス父母有リ。親族有リ。

(22) 身ハ虚空ノ中ニモ住ス。

(23) 豈ニ恩愛無ウ眷屬無カラシ乎。

(24) 面々芳情山岳重シト雖<sub>レ</sub>一々ノ報謝志シ有テ力無シ。

(25) 然間々風樹ノ悲ミ驚キ易ウ前後ノ別<sub>レ</sub>抑ヘ難シ。

(26) 夜ノ雨ヲ窓ニ聞ク腸遺德猶肝ノ底ニ留リ、秋風袂ニ満  
ル涙タ余香未<sub>レ</sub>衣ノ上ニ消ス。

(27) 只一世ノミニ非ス。

(28) 又多生ニ及フ展転無窮ニシテ法界ニ周徧セリ。

(29) 其ノ一縁ヲ解カントスレハ則チ愛結ノ縛纏<sub>レ</sub>リ易フ其ノ  
一人ヲ度セントスレハ又牢獄ノ鍵<sub>レ</sub>破リ難シ。

(30) 自行未<sub>レ</sub>立セス化他何ソ及ハン。

(31) (以下略)

生ニ共成ニ仏道一焉。

(18) 夫三界ノ牢獄患累無<sub>レ</sub>絶八苦ノ愛海厭離有<sub>レ</sub>余。

(19) 惡上重増<sub>レ</sub>惡苦中弥添<sub>レ</sub>苦。未來永永。出離何日。

(20) 就<sub>レ</sub>中人<sub>レ</sub>不生<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>旃檀種<sub>一</sub>

(21) 必有<sub>レ</sub>父母<sub>一</sub>有<sub>レ</sub>親族<sub>一</sub>。

(22) 身<sub>レ</sub>不住<sub>レ</sub>三千虚空之中<sub>一</sub>

(23) 豈無<sub>レ</sub>恩愛眷屬<sub>一</sub>

(24) 面々芳情山岳雖<sub>レ</sub>重<sub>一</sub>報謝有<sub>レ</sub>志無<sub>レ</sub>力

(25) 然間々風樹ノ悲易<sub>レ</sub>驚前後ノ別<sub>レ</sub>抑ヘ難シ

(26) 夜雨聞<sub>レ</sub>窓之腸遺德猶留<sub>レ</sub>肝底<sub>一</sub>秋風滿<sub>レ</sub>袂之涙余香未<sub>レ</sub>  
消<sub>レ</sub>衣<sub>上</sub>

(27) 非<sub>レ</sub>只<sub>レ</sub>一世<sub>一</sub>

(28) 又<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>多生<sub>一</sub>展轉無窮周<sub>レ</sub>遍法界<sub>一</sub>

(29) 欲<sub>レ</sub>解<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>一縁<sub>一</sub>則<sub>レ</sub>愛結<sub>レ</sub>之縛<sub>レ</sub>纏<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>度<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>一人<sub>一</sub>又牢  
獄<sub>レ</sub>之鍵<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>破<sub>レ</sub>

(30) 自行未<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>化他何<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>ハン

上段『宗祖四百五十遠忌式』と下段の諸講式の文面を比較したところで、補足を加えるならば、(5)の部分の譬説は、(一)『法華講式』の第二段「明三末代有縁法」の段に「寧登三崑崙山三捨三内珠」とあると共に、宗祖の『教行証御書』の「入三崑崙山三者不三取三玉三婦三貧国」入三柵檀林不三踏三瞻葡一掃三瓦磔本國」(8)を初めとして、多くの遺文(9)にその引用例が見られる。また、(13)と(16)・(31)以降などの部分は、それぞれの講式の開会趣旨の相違から別の文章になっている。以上が諸講式の異同である。

次に、この『宗祖四百五十遠忌式』と、これに比較した諸講式には勿論墨譜が施されており、この墨譜のパターンも両者を比較する上で重要なポイントとなる。ここに、両者の同文の部分のうち、墨譜のパターンの異なるもののみを挙げ検討してみたい。なお( ) 数字は、前述の比較文章番号と一致する。

(2)-1 或ハ↕或ハ  
 ≡ 一 一 (2)-2 勸メ↕勸メ  
 ≡ 一 一 (2)-3 或ハ↕或ハ  
 ≡ 一 一 (3)-1 是↕是  
 ≡ 一 一 (3)-2 門ノ↕門ノ  
 ≡ 一 一 (4)-1 歳ノ↕歳ノ  
 ≡ 一 一 (4)-2 我等↕我等  
 ≡ 一 一 (8)-1 悪  
 ≡ 一 一

人↕悪人 (8)-2 望ヲ↕望ヲ (9)-1 何ノ↕何レノ (9)-2 女↕女

(9)-3 人力↕人力 (9)-4 障↕ノ障 (10) 高広↕高広 (17)-1 回向↕

廻向 (17)-2 スト↕スト (17)-3 今日↕今日 (17)-4 及↕及ビ (17)-5 回

向↕廻向 (17)-6 仏道↕仏道 (17)-7 成セン↕成セン (18)-1 三界↕

三界 (18)-2 牢獄↕牢獄 (18)-3 ル↕ル (18)-4 海ハ↕海ハ (18)-5

離シテ↕離シテ (18)-6 余リ↕余リ (18)-7 有リ↕有リ (19)-1 悪ノ↕

悪ノ (19)-2 上ニ↕上ニ (19)-3 テ悪↕テ悪 (19)-4 中ニ↕中ニ (19)-5

苦ヲ↕苦ヲ (19)-6 何ノ↕何レノ (20)-1 就ク↕就ク (20)-2 人ハ↕

人ハ (20)-3 種↕ノ種 (20)-4 生セス↕不レ生 (21) 有リ↕有リ



次人<sup>ニ</sup>道<sup>ト</sup>

次<sup>ニ</sup>道<sup>ト</sup>



文中、「ニ」と「ト」には概当する墨譜が施されていないのにもかかわらず、実際の歌唱では音節があり、「ニ」では「次」の(F・B・F・短前打音G・F)と変化した終りのF音を受けてF音で歌唱し、「ト」では(F・短前打音A・F)と変化した終りのF音を受けてF音で歌唱している。したがって、(一<sup>①</sup>と(一<sup>②</sup>)の相違・(一<sup>③</sup>)と(一<sup>④</sup>)の相違はこれに従えば、実際の音程では同音を意味しているものと思われる。

B型 墨譜の分解が見られる場合、すなわち(一)と(一)の相違・(一)と(一)の相違である。これは墨譜の構造から言って、(一)を単に(一)と(一)に分解し、(一)を単に(一)と(一)に分解したものと同音解である。したがって、この相違は実際の音程では同音を意味しているものと思われる。

C型 墨譜を配置する上での相違が見られる場合、す

なわち(一)と(一)の相違・(一)と(一)や

(一)の相違であるが、これは墨譜の縦型並列記譜と横型並列記譜の相違にすぎないものと思われる。また、(一)の場合は墨譜配置の特殊な例であろう。下段の「破ヤフリ」の「破」には明確に(一)が施されているにもかかわらず、何と発声すれば良いのであろうか。元来、(一)は謡曲のノム(一)と同様の歌唱法で、完全四度乃至五度のポルタメント(Portamento)を意味し(一)、ここでは「破」の(一)は、以下「ヤフ」の(一)を(一)で歌唱すべきことを指定する歌唱上の楽語と仮定できよう。以上C型の墨譜の相違は実際の音程では同音を意味しているものと思われる。

D型 比較的墨譜のパターンが類似している場合、すなわち(一)と(一)の相違・(一)と(一)の相違・(一)と(一)の相違である。まず(一)と(一)の相違であるが、これはその前語の墨譜が(一)・(一)のような上昇音である場合に限定されているという共通性がある。(一)と(一)の相違は、その前語の墨譜がスグ(一)・(一)であり、いずれも(一)音から(一)音に上昇するという共通性がある。(一)と(一)の相違は

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(2)	A	A	B						
(3)	A	○							
(4)	A	○							
(8)	×	×							
(9)	×	×	○	×					
(10)	○								
(17)	×	×	D	○	×	×	A		
(18)	D	D	×	C	A	A	A		
(19)	A	A	A	A	×	A			
(20)	D	×	B	A					
(21)	A								
(22)	D								
(23)	A	D	A						
(24)	○	A	A	D	A	A	A		
(25)	C	A	A	A					
(26)	×	A	A	A	A	A	A	A	9~11 A
(27)	A	A							
(28)	A	C	A						
(29)	D	×	×	A	B	A	D	×	C
(30)	A	A	A	A					

元来非常に大きいものであり、(一)がスグであるのに  
 対し、(二)は本下りである(13)。しかし、本下りは講  
 式の場合、文の終止部または終止部近くにだけ見られる  
 旋律であり(14)、<sup>20-1</sup>のような箇所の本下りが見られるこ  
 とはなく、むしろ(二)は(一)の誤写と見るべきでは  
 ないだろうか。

また、助詞・助動詞など前後の接続の文面の相違から  
 墨譜のパターンは大きく変わるものであり(15)、これら文  
 法上不可避な相違と思われるものには○印を、以上の説  
 明で墨譜の同値音・類似音または不一致が説明できない  
 ものには×印を、それぞれ施して整理すると次表の通り  
 である。

このように、墨譜のパターンに八十一例の相違が見られても、純粹に不一致であるとされるのは、×印を施した十六例にすぎないことが判る。以上、文章比較・墨譜比較の両面から、『宗祖四百五十遠忌式』を検討してきたが、同式の内容にはオリジナリティーが乏しく、(一)『法華講式』・(二)『舍利講式』を底本として、『宗祖四百五十遠忌式』の形に文章並びに墨譜を改作したものであることが判った。なお、本稿作成に際し、貴重な資料の閲覧を御許し下さった沖鳳亀上人の御高配と、国立音楽大学学生、酒井徹君の御指導には深く感謝する。

註

- (1) 語る性格が強いものの意。これに対し、中国・インド伝来のいわゆる梵唄形式の歌う性格が強い(メリスマ的)声明がある。(星旭『日本音楽の歴史と鑑賞』二九頁)
- (2) 大山公淳『仏教音楽と声明』二六四頁
- (3) 平凡社『音楽事典』の「講式」の項
- (4) 早水辨静『日蓮宗の声明』(国立劇場第十二回声明公演「題目・日蓮宗の声明」のパンフレット所収)
- (5) 同名講式は高野山金剛三昧院に二点あるが、内容に同一箇所は見当らない。
- (6) 同名講式は『四座講式』の一つにある(大正蔵経八四卷

九〇四頁)が、内容に同一箇所は見当らない。

(7) 影山堯雄『日蓮宗布教の研究』四九八頁

(8) 定本遺文 一四八一頁

(9) 『教機時国鈔』(定遺二四五頁)『南条兵衛七郎殿御書』(定遺三三五頁)など

(10) 片岡義道監修・解説『天台声明』六六頁・Polydor SMN

9001~4(国立音楽大学図書館蔵)

(11) 金春栄治郎『金春正本 記号用語精解』・金田一春彦直

談

(12) 吉田恒三『天台声明概論』二八二頁(東洋音楽選書「六」

「仏教音楽」)

(13) 同前書二九八頁

(14) 『六道講式』考察の結果。(10)を参照

(15) 金田一春彦『四座講式の研究』

なお、「法華講式」全文は、拙稿「史料法華講式」(『仏教学論集』第十三号第十四号)を参照されたい。